

# 日本統計学会研究分科会規程

一般社団法人 日本統計学会

## (目的)

- 第1条 研究分科会（以下「分科会」という。）は日本統計学会（以下「本会」という。）における統計学の研究および普及を促進することを目的とする。

## (構成員)

- 第2条 分科会は主査及び分科会会員をもって構成する。
- 2 主査は、正会員または名誉会員がなるものとする。

## (募集及び成立)

- 第3条 分科会の募集は随時とし、期間を設けない。
- 2 分科会は社員総会に所定の様式に基づいて設置申請を行い、その採択をもって成立する。

## (期間及び補助金)

- 第4条 分科会の設置期間は4年とする。ただし、社員総会の承認を得て延長することができる。
- 2 分科会運営の必要経費として本会は分科会に若干の通信費を支出する。
- 3 通信費は1分科会年間2万円である。

## (連絡責任者と連絡先及び事務)

- 第5条 分科会の連絡責任者は主査とし、連絡先は原則として連絡責任者の勤務先または住所とする。
- 2 分科会の運営に関する事務は原則として当該分科会において行う。

## (報告)

- 第6条 主査は、2年毎に過去2年間の分科会の研究経過ならびに成果に関して社員総会に報告するものとする。

## (公表)

- 第7条 分科会の研究会は会員に公開するものとし、その開催予定を、会報等を通じて会員に知らせるものとする。分科会の設置期間終了のとき、寄与した成果について、本会会報等に報告を掲載して広く会員に公表するものとする。

## (その他)

- 第8条 その他本会の定款、規程などに規定した事項は守らなければならない。

付則

1. 本規程は平成23年4月1日より施行する。